

12 公益社団法人みやぎ被害者支援センター



1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			出資等の状況	第1位	千円 ()
代表者	理事長 三輪 佳久	設立	平成12年4月27日		第2位	千円 ()
電話	022-301-7840	ファックス	左記同		第3位	千円 ()
団体分類	自立支援団体	県主務課	環境生活部 共同参画社会推進課		第4位	千円 ()
県出資額・割合	0 千円 ()	ホームページ	https://www.miyagivsc.jp		第5位	千円 ()
設立目的 (定款等)	事件・事故、災害、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害回復及び軽減に資することを目的とする。				その他	千円 ()
					出資等総額	0 千円

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
事業1	性暴力被害相談事業	9,231 (35.6%)	12,145 (46.3%)	16,276 (49.0%)	性暴力被害に遭われた方及びその家族等からの電話相談及びこれに付随した医療機関や弁護士相談等への付添い支援
事業2	その他の相談事業	16,682 (64.4%)	14,112 (53.7%)	16,935 (51.0%)	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第2項に規定する事業等
事業3		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
その他の事業		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
全体事業費		25,913	26,257	33,211	指定管理者

3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
通称「犯給法」第23条第1項に基づき、宮城県公安委員会から早期援助団体の指定を受けた公益法人であり、また宮城県から性暴力被害相談事業の委託を受け、犯罪被害者及び性暴力被害者等に対する支援活動を行っており、社会的要請が強く、その役割は極めて重要である。その目標は「途切れることのない被害者等の視点に立った支援活動」を実践する相談機関を構築することにある。	公安委員会から早期援助団体の指定を受け、犯罪被害者等支援に当たる。また、(公社)みやぎ被害者支援センター、宮城県、宮城県警察及び宮城県産婦人科医会による性暴力被害者等に対する支援活動の協定により県から性暴力被害相談事業を受託している。犯罪被害者等に寄り添った支援を行い、信頼される団体であることが期待される。

4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	メール相談や性暴力被害相談の24時間365日受付の運用、さらには、円滑な面接相談やカウンセリングに対応するため、専用相談室を設置。これらの対策により、当期の相談等取扱件数は、1,105件(前年比514件増)と当センター設立以来最大の件数となり、相談者の視点にたった相談システムの整備に努め成果が表れてきている。	多様な相談方法の提供を行うとともに、相談環境を整備し、犯罪被害者等が相談しやすい環境を整えた。相談及び付き添い支援等の取扱件数が大幅に増加する中、役割をしっかりと担い、犯罪被害者等の早期回復に寄与した。引き続き、犯罪被害者等に寄り添った支援により信頼される団体としての運営を期待する。	
ロ 組織運営の健全性 ※1	公益法人認定法や犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づき必要な報告等を行い、宮城県の立ち入り検査による改善や公安委員会からの指導事項の順守等適正な組織運営に当たっている。また、HPIに適時適切に事業活動の掲載や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを掲載しているほか、情報公開資料を更新し備え付けている。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し、積極的な情報公開に努めており、総体的にも健全な組織運営がされていることは評価できる。今後は、内部統制が図られるよう業務規程をさらに整備するとともに、DXの推進に向けた体制整備についても検討されたい。	A
ハ 財務の健全性 ※1	ファンドレイジング活動により、コロナ禍による会員の退会を最小限に抑えるとともに、寄付型自動販売機を6台増設、寄付金も前年度より約100万円増額し、財政基盤の確立に努めた。前年度に継続して郵便物の二重郵送の見直し等コスト削減に努め、新たに委嘱した公認会計士から会計処理の指導・助言を受け財務の健全性に努めた。	コロナ禍の情勢を考慮しながら収入の確保に努めるとともにコスト削減に取り組んだ。さらに公認会計士の指導を受けながら適正な会計処理に努めた。経常増減額が3期連続黒字であり、財務の健全性が視える。引き続き、中長期を見据えた安定的な経営となることを期待する。	A
総合評価・今後の方向性と課題	当期経常収益は前年度に比べ増額し、当期計上増減額についても、大幅減少となるものの増となった。新たなメール相談等の運用による相談業務の大幅増加を見込み、新規相談員を5名採用し体制の整備、専用相談室の設置など、相談者の求めに適切に対応する相談機関の確立に努めた。今後は、さらなる安定的な財政基盤の確立と相談員の質の向上を図る。	組織運営及び財務ともに健全化のための努力を重ねられた。正味財産比率は高い水準を保ち、財政基盤の安定が見られる。相談の充実を図るために、相談環境の整備や相談員等の人材確保等の努力を行っている。犯罪被害者等を受けた方々への支援及び被害の早期軽減を図るため、犯罪被害者相談窓口としての重要性は高い。引き続き必要な助言を行っていく。	総合評価 A

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況 (単位:千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
貸借対照表	資産合計	13,055	36,731	36,889	158
	流動資産	6,125	10,061	15,478	5,417
	固定資産	6,930	26,670	21,411	△ 5,259
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	106	178	320	142
	流動負債	106	178	320	142
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	12,949	36,553	36,569	16
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	12,949	36,553	36,569	16	
正味財産増減計算書	経常収益	29,324	30,903	36,223	5,320
	うち事業収益	11,311	12,684	17,216	4,532
	経常費用	27,909	28,299	36,207	7,908
	うち管理費	1,996	2,042	2,996	954
	評価損益等調整前当期経常増減額	1,415	2,604	16	△ 2,588
	当期経常増減額	1,415	2,604	16	△ 2,588
	経常外収益	2,000	21,000	0	△ 21,000
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	2,000	21,000	0	△ 21,000
	当期一般正味財産増減額	3,415	23,604	16	△ 23,588
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	3,415	23,604	16	△ 23,588	
県の財政的関与	補助金	3,600	3,600	3,600	0
	委託金 ※2	9,231	12,145	16,276	4,131
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	12,831	15,745	19,876	4,131
	総収入 ※3	31,324	51,903	36,223	△ 15,680
	総収入に対する補助金等割合	41.0%	30.3%	54.9%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	99.2%	99.5%	99.1%	-0.4%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	5778.3%	5652.2%	4836.9%	-815.3%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	4.8%	8.4%	0.0%	-8.4%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	6.8%	6.6%	8.3%	1.7%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (6月末現在)	令和4年度における 常勤役職員の状況
役員	常勤(うち県退職者)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員 平均年齢(歳) 1名のため非公開
	非常勤(うち県退職者)	16 (2)	16 (2)	16 (2)	
職員	常勤職員(※4)	4	4	4	平均年収 (千円) 出資割合25%未 満のため非公開
	プロパー職員	1	1	1	
	県退職者	3	3	3	常勤職員(プロパー) 平均年齢(歳) 1名のため非公開
	県派遣職員	0	0	0	
	その他の派遣職員	0	0	0	
上記以外の職員(※5)	21	23	23	平均年収 (千円) 出資割合25%未 満のため非公開	
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	雇用障害者数	実雇用率	— % 不足数 —

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

12 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1
			②登用していない。	0	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1
			②行っていない。	0	
DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0		
	②設置又は配置していない。	②			
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	1	0
			②8項目未満整備	0	
			就業規則	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	□	
			決裁規程	□	
			給与規程	■	
			退職手当規程	□	
			施設等管理規程	□	
			業務継続計画（BCP）	□	
			実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	
②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	1				
③公認会計士・税理士による関与はない。	0				
組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	①	1		
	②整備していない。	0			

No.	項目	評価内容	評価		
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	②	2
		②下記のうち、6項目未満（会社法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1		
③ホームページで公開していない。	0				
定款(寄附行為)	■				
役員等名簿	■				
事業計画書	■				
収支予算書	■				
事業（営業）報告書	■				
収支計算書	■				
貸借対照表	■				
損益計算書（正味財産増減計算書）	■				
財産目録	■				
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□				
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。	2	1		
②1～2項目実施している。	①				
③実施していない。	0				
○コンプライアンスに関する規程を整備している。	■				
○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	□				
○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■				
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□				
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□				
合計（12点満点）				9	

団体による自己評価 (概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等)	県（主務課）の所見	参考指標
公益法人認定法や犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づき必要な報告等を行い、宮城県の立ち入り検査による改善や公安委員会からの指導事項の順守等適正な組織運営に当たっている。また、HPIに適時適切に事業活動の掲載や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを掲載しているほか、情報公開資料を更新し備え付けている。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し、積極的な情報公開に努めており、総体的にも健全な組織運営がされていることは評価できる。 今後は、内部統制が図られるよう業務規程をさらに整備するとともに、DXの推進に向けた体制整備について検討されたい。	A

＜参考指標＞
合計点が 9～12点の場合：A（概ね良好） 6～8点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	① 3期連続黒字（増加）	③	3	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加）	③	3	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	① 当期 ≥ 0 （累積欠損金なし）	②	2	
		② 当期 < 0 （累積欠損金あり）	0		
	2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産） \div 資産合計 $\times 100$	① 当期 $\geq 30\%$	②	2
			② 当期 $< 30\%$	0	
借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金） \div 資産合計 $\times 100$		① 当期 \leq 正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1	
		② 当期 $>$ 正味財産（自己資本）比率	0		
十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産 \div 流動負債 $\times 100$		① 当期 $\geq 100\%$	①	1	
		② 当期 $< 100\%$	0		
合計（12点満点）				12	

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
ファンドレイジング活動により、コロナ禍による会員の退会を最小限に抑えるとともに、寄付型自動販売機を6台増設、寄付金も前年度より約100万円増額し、財政基盤の確立に努めた。前年度に継続して郵便物の二重郵送の見直し等コスト削減に努め、新たに委嘱した公認会計士から会計処理の指導・助言を受け財務の健全性に努めた。	コロナ禍の情勢を考慮しながら収入の確保に努めるとともにコスト削減に取り組んだ。さらに公認会計士の指導を受けながら適正な会計処理に努めた。経常増減額が3期連続黒字であり、財務の健全性が窺える。引き続き、中長期を見据えた安定的な経営となることを期待する。	A

＜参考指標＞
合計点が 10～12点の場合：A（概ね良好） 6～9点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）